

令和4年2月16日

新一年生の保護者各位

新宿区立戸塚第二小学校
PTA会長 平田 知子

「PTA団体傷害保険・PTA管理者賠償責任保険」の加入について

立春の候、皆様にはますますご清祥のことと心からお慶び申し上げます。

さて、戸塚第二小学校PTAでは、わずかな保険料で会員の皆様に安心してPTA活動に参加していただくため「PTA団体傷害保険・PTA管理者賠償責任保険」のご加入をお願いしております。この保険は全会員一括加入が前提となっておりますので、新一年生の保護者の皆様もぜひご加入をお願いいたします。

記

総合補償制度

この補償制度は、PTAが主催・共催する行事中の、児童・PTA会員の不測の傷害事故を補償する「PTA傷害保険」と、事故が発生し、主催者側として法律上の賠償責任を負った場合に備えての「PTA賠償責任保険」とを組み合わせた総合補償制度です。

- ・契約方法 PTA全員一括加入を決めて、PTA会長名で申し込み
- ・契約対象者 本校児童・PTA会員
- ・保険料 PTA一世帯につき 200円
- ・保険期間 一年間（ただし毎年自動更新）
- ・申し込み先 AIU損害保険会社（取扱代理店：東京セントラル保険）

「PTA傷害保険」

※保険料が支払われる場合…PTAが主催・共催する行事参加中の傷害事故
（自宅と行事会場との往復途上を含む）

例…PTAサークル活動中

PTAが総会で決定した行事（餅つき大会等）

PTAが主催・共催する遊び場開放・スポーツ教室等

※保険金 1名につき

- ・死亡の場合 …… 785万円
- ・後遺傷害保険金 …… 31.4万円～785万円
- ・入院保険金 …… 5,000円（日額）
- ・通院保険金 …… 3,000円（日額）

※対象外

- ・保険申し込み者や参加者、保険金受取人の故意による傷害
- ・自殺行為、闘争行為による傷害
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
- ・地震・噴火・津波・洪水等の天災による傷害
- ・「学校安全会」より給付される傷害

「PTA賠償責任保険」

※保険金が支払われる場合…PTA活動を行っている時

- (1) PTAの主催者の不注意・管理や指導のミスにより、第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
- (2) 第三者から借用していたスポーツ用品等を損壊したことで、管理者としての法律上の損害賠償責任を負った場合
 - ・ 損害賠償金
 - ・ 応急手当費用
 - ・ 急訴費用 等を補償

※保険金が支払われる限度額

上記(1)の場合	身体	1名…1億円	1事故…2億円
	財物	1事故…500万円	
	(身体・財物ともに1事故自己負担額…1000円)		
上記(2)の場合	保管物危険	1加害者につき10万円	
		保険期間中…500万円	
		(1事故につき自己負担額…5000円)	

※対象外

- ・ 保険申し込み者や参加者、保険金受取人の故意による事故
- ・ 自宅と行事会場との往復途上の事故
- ・ 自動車による事故
- ・ 飲食物による事故
- ・ 地震・噴火・津波・洪水等の天災による事故

以上

- ★ 保険料はPTA会費と一緒に後日集金させていただきます。
- ★ ご質問等ございましたら、PTA会長または会計までご連絡ください。